

平成 25 年 3 月 21 日

佐倉市議会総務常任委員会委員各位殿

申し入れ者

住所： 削除

名前： U.M 外 19 名

(☎ 削除)

陳情第 25 号、26 号総務常任委員会における反対理由書を 求める申し入れ書

佐倉市議会総務常任委員会の皆様におかれましては、佐倉市民の声を市政に反映、遂行のためにご多忙の毎日をお過ごしのことと存じます。

3 月 19 日の総務常任委員会では、陳情第 25 号佐倉市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正を求める陳情書、26 号佐倉市庁舎改築、改修計画について佐倉市民の声を反映する場、機会を求める陳情書をご審議頂きありがとうございました。陳情者を含む一般市民 9 名が委員会を傍聴し、採決で反対 5 賛成 1 で否決されました。しかしその審議内容は「一言も質問、意見を述べることなく採決となると黙々否の挙手をする議員」（別紙傍聴記/感想より一部抜粋）であり、十分な討議がなされたとは、受け入れ難いものです。

佐倉市議会の最高規範となる佐倉市議会基本条例、前文には「議会及び議員は、積極的な情報公開を通じて市民への説明責任を果たし、市民参加による多様な意見を聴いた上で、公平、公正かつ透明な議会運営の下、議員間の自由闊達な討議を通じて論点を明らかにすることにより政策立案や政策提言を行っていかねばならない。」。また第二章第三条では、「議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。一 公平性、公正性かつ透明性を重んじた議会運営を目指すこと。二 議決責任を認識し、市民に対して積極的な情報公開を図り、説明責任を果たすこと。・・・五 議員間の自由な討議の場を設けるよう努めること。」。第四条には、「議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。一 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。・・・」。そして、第三章第六条には、「議会は、市民に対し、積極的に情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。」とあります。

どうか、以上の条例を再度かみ締めて頂き、私たちの代表である各委員の反対の意見を忌憚無く回答して頂きたく、ここに申し入れをする次第です。お手数ですが、4月中旬までに、返信用封筒にてご返送して頂ければ幸いです。

賛同者：削除